



# 成年後見制度の利用

法テラス八雲法律事務所 弁護士 森田 寛  
(函館弁護士会所属)



■日々の生活を振り返ってみますと、買い物、家賃や公共料金の支払い、ローンの返済など、お金が関係する場面はたくさんあると思います。健康なときには問題なくできていたことも、認知症などになったとき、お金の管理が難しくなる場合も想定されます。このような場合、成年後見制度の利用を検討することになります。

■成年後見制度とは、本人が認知症などで財産管理ができない場合に、本人に代わって財産管理を行う「成年後見人」を裁判所に選任してもらう手続きです。

■後見制度は、本人の健康状態により、後見、保佐、補助の3つの類型があり、本人だけで財産処分を行うことは不可能ではないものの、支援を受けたほうが安心という場合は、保佐や補助の制度を利用することになります。

■成年後見人には、親族が選任されることが多いですが、管理する財産が多額な場合や不動産を多数所有しているなど複雑な場合は、弁護士・司法書士等の専門家が選任されます。また、本人への福祉的なケアが中心となる場合には、社会福祉士等の福祉の専門家が選任されることもあります。

■近年、後見制度の利用にあたっては、単に財産を維持・保全するだけではなく、本人の意思や自己決定権を尊重することが求められています。本人の生活の質を向上させるために後見制度を利用するという事例も増えてきました。

■後見制度を利用するためには、裁判所への申し立てが必要です。申し立てをすることができるのは本人、4親等内の親族等です。また、一定の場合には市町村長が申し立てを行うことができます。

■さて、当事務所では、各種法律相談を受け付けています。「法的トラブルに巻き込まれてしまった」という場合はもちろん、「自分の抱えている問題が法律問題か分からないけれど、不安である」という場合であっても、気になることがございましたら、お気軽にぜひ「法テラス八雲法律事務所(☎050-3383-8366)」まで相談予約のお電話をお寄せください。また、「法テラス江差法律事務所(☎050-3383-5563)」でも、ご相談を承っていますのであわせてご利用ください。

## 八雲警察署からお知らせ

# 北海道警察官募集中 「あなたにしかできない仕事がある」

「あなたの個性や特技を生かせるフィールドがあります」

警察官の仕事は交番勤務や犯罪捜査、防犯活動、交通指導取締、災害救助等多岐に渡ります。あなたから救える人や、あなたがいるからできること、あなたにしかできない仕事があります。

令和5年度  
**北海道警察官募集**

試験日程等(第1回)

採用予定人員	受付期間	1次試験	2次試験
200名程度 うち女性50名程度	3月1日(水) ~ 3月31日(金)	5月14日(日)	6月中旬 ~ 6月下旬

受験資格  
平成 3年4月2日から  
平成 18年4月1日までに生まれた方



詳細は、道警ホームページを  
チェック!!

【問い合わせ先】 函館方面八雲警察署 ☎0137-64-2110